御所市立小中学校における外国人英語指導助手（ＡＬＴ）派遣業務委託に係る選定評価基準要領

1. 趣旨

本要領は、御所市立小中学校における外国人英語指導助手（ＡＬＴ）派遣業務委託における公募によるプロポーザル方式の適正な実施のため、評価基準等について必要な事項を定めるものである。 審査等については「御所市立小中学校における外国人英語指導助手（ＡＬＴ）派遣業務委託選定委員会」（以下「委員会」という。）が行う。

2. 選定方法

選定方法は、次の手順による。

(1) 提出された提案書等の書類について、不足、不備がないか確認を行う。この段階で不足、不備が確認された場合は、失格とする。 また、見積書合計金額が「御所市立小学校・御所市立中学校における外国人英語指導助手（ＡＬＴ）派遣業務委託公募型プロポーザル実施要領」の提案上限額を超えている場合も失格とする。

(2) 提出書類に不備がない場合、企画提案書、企画提案書に対するヒアリング及びプレゼンテーションにより審査を実施し、採点を行う。採点については委員会の各委員が、参加者ごとに各審査項目に対し評価点を付与する。評価点については各委員の評価点の合計を合算し、総得点の最も高いものを最優秀提案者として決定する。なお、採点の結果、最優秀提案者であっても評価点数が満点の点数から５割を下回る評価点数の場合は、最優秀提案者とはしない。

(3) 最高得点の者が同点の場合、見積を総合的に判断し、安価な者を選定する。 また、見積額も同じ場合については委員長が最優秀提案者を決定する。

(4) 評価は、公正、公平な審査を通じて適切に行う。また、当該審査にあたっては、すべての事業者に共通の基準で行うこととし、特定の事業者の評価に特定の方法を用いない。

御所市立小中学校における外国人英語指導助手（ALT）派遣業務委託に係る評価項目及び配点

業者名　　評価委員

評価項目			配点		
分　類	番　号	項　　目	A（点）	B（点）	C（点）
ALT派遣事業者に関して（40）	1	ALT派遣業務実績	A（4）	B（2）	C（0）
	2	ALT派遣業務に関する理念と方針	A（4）	B（2）	C（0）
	3	ALTに対する労務管理	A（4）	B（2）	C（0）
	4	緊急時危機管理体制	A（4）	B（2）	C（0）
	5	法令遵守	A（4）	B（2）	C（0）
	6	ALTの採用方針及び方法	A（4）	B（2）	C（0）
	7	事前研修の体制、内容	A（4）	B（2）	C（0）
	8	事業者のALTへのサポート体制	A（4）	B（2）	C（0）
	9	ALTの交替等、学校や市教委の要望への対応	A（4）	B（2）	C（0）
	10	事業開始後の学校へのサポート体制	A（4）	B（2）	C（0）
本事業の提案に関して（40）	11	関心・意欲を高められるような授業を提案であるか	A（10）	B（7）	C（3）
	12	外国語の能力を伸ばせる授業の提案であるか	A（10）	B（7）	C（3）
	13	外国語教材教具の作成補助について	A（4）	B（2）	C（0）
	14	ALT派遣の年間計画について	A（4）	B（2）	C（0）
	15	ALTは、担任教師との打ち合わせ等、コミュニケーションが十分にできる日本語能力を持っているか	A（4）	B（2）	C（0）
	16	学校や市教委との連携について	A（4）	B（2）	C（0）
	17	提案内容の独自性について	A（4）	B（2）	C（0）
提案額（20）	18	25,707,001　～　27,610,000：8 点 23,804,001　～　25,707,000：11 点 21,901,001　～　23,804,000：14 点 19,998,001　～　21,901,000：17 点 19,998,000　以下：20 点			
合　　計			点		